

霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年12月25日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（平成27年12月25日から平成28年2月24日までの給料月額の特例措置）

- 16 市長の給料月額は、附則第13項の規定にかかわらず、平成27年12月25日から平成28年2月24日までの間は、第2条に規定する額から当該額の100分の50を減じて得た額とする。
- 17 消防局に属する事項を担当する副市長の給料月額は、附則第14項の規定にかかわらず、平成27年12月25日から平成28年2月24日までの間は、第2条に規定する額から当該額の100分の30を減じて得た額とする。
- 18 退職手当を計算する場合における市長及び消防局に属する事項を担当する副市長の給料月額は、前2項の規定にかかわらず、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成27年12月25日から施行する。

（提案理由）

本市職員による不祥事に伴い、平成27年12月25日から平成28年2月24日までの間、消防管理者である市長の給料月額を、現行の減額割合100分の20に更に100分の30を加え、100分の50とし、及び消防局に属する事項を担当する副市長の給料月額を、現行の減額割合100分の10に更に100分の20を加え、100分の30とするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。